

(お知らせ)

2023年5月8日  
西日本電信電話株式会社

## 石川県能登地方を震源とする地震により被災された お客さまに対する電話料金等の取り扱いについて

このたびの石川県能登地方を震源とする地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

西日本電信電話株式会社（以下、NTT西日本）は、このたびの石川県能登地方を震源とする地震に伴い、災害救助法の適用対象となった石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町のお客さまの電話料金等の取り扱いを次のとおりとします。

### 1. 電話サービスの基本料金等<sup>※1</sup>の取り扱い

このたびの石川県能登地方を震源とする地震による避難指示等により電話が使用できなかったお客様<sup>※2</sup>及び建物損壊等で電話が使用できなかったお客様<sup>※3</sup>につきまして、その期間の基本料金等を免除<sup>※4</sup>いたします。

- ※1 回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料
- ※2 「避難指示」「高齢者等避難」等が発出された地域に設置している加入電話等を契約され、解除までに24時間を越えたお客様、または、「災害救助法」が適用された地域に設置している加入電話等を契約されているお客様（「避難指示」「緊急安全確保」適用地域のお客様は申告不要です。発令から解除までの期間に応じて、自動的に免除いたします。「災害救助法」適用地域、「高齢者等避難」適用地域のお客様は申告が必要です。）  
災害救助法適用地域の詳細な情報については、内閣府防災情報をご確認ください。  
[https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)
- ※3 電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したお客様
- ※4 一旦通常料金でご請求し、翌月以降の請求時に精算させていただく場合があります。

### 2. 電話サービス以外の電気通信サービスの取り扱い

フレッツ光等の電話サービス以外の電気通信サービス料金についても、電話サービスに準じた取り扱いとします。

### 3. 電話料金の支払期限の延長

電話料金をコンビニエンスストア、金融機関の窓口等においてお支払いいただいているお客様からお申し出があった場合は、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。

（注）口座振替又はクレジットカードによるお支払いのお客様については、自動的に口座引き落としとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせていただきます。

### 4. 移転工事料金の取り扱い

このたびの被災による建物損壊で仮住居への移転工事等が生じた場合の基本的な工事料金を無料とします。

(注) 元の居住地に戻る等の再度の移転工事料金は別途必要となります。

5. 本件に関するお問合せ先

局番なしの「116」

<受付時間：午前 9 時～午後 5 時（年末年始 12/29～1/3 を除きます）>

携帯電話からは 0800-2000-116

(注) 光コラボレーション事業者のサービスをご利用中のお客様におかれましては、ご契約先の事業者様へお問い合わせください。